

福島市告示第334号

道路の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は福島市役所建設部路政課において2週間一般の縦覧に供する。

令和7年11月25日

福島市長 木幡 浩

路線番号	路線名	変更区間 区間番号	変更前 変更後	幅員 (m)	延長 (m)
50420	植田前・明光田線	170～180	変更前	9.40	25.9
			変更後	9.40	3.3